

次期介護保険事業計画における地域包括支援センターの整備方針について

1. 概要

次期計画期間(令和9年度～令和11年度)においては、これまでの整備方針の考え方を基本としつつ、本市の地域包括支援センターをとりまく状況を踏まえ、地域包括ケアシステムの更なる推進に向けて、地域包括支援センターの設置を行う。

(1) これまでの整備方針の考え方

- ①5つの日常生活圏域に設置されている直営地域包括支援センターを、基幹型地域包括支援センターとして継続設置する。
- ②24の地区コミュニティに、地域包括支援センター、もしくは在宅介護支援センターを設置する。
- ③高齢者人口が1万人を超える地区コミュニティ、または、既に高齢者人口が8千人を超えており、かつ将来1万人を超えることが想定される地区コミュニティについて、在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ移行する(民間事業者への委託)。
- ④委託の地域包括支援センターは、1つの地区コミュニティのみを担当するのではなく、高齢者の生活実態や利便性、地区の広域性等を勘案し、必要に応じて、複数地区コミュニティを担当する。
- ⑤複数地区コミュニティを担当する場合には、1地区に地域包括支援センターを設置し、残りの地区には引き続き在宅介護支援センターを設置する。
- ⑥市民の利便性向上やセンターのアウトリーチ力のさらなる向上、地域づくりの推進を図るためサブセンターの設置を計画する。

(2)地域包括支援センターの現状と課題

①相談件数の増加

・高齢者人口が増加の一途を辿っており、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談件数も増加傾向である。

＜地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談件数＞

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
相談件数	71,472	83,106	88,514	96,986	92,524
うち包括	55,045	66,000	71,161	78,276	76,000
うち在支	16,427	17,106	17,353	18,710	16,524

②相談内容の複雑化・複合化

・権利擁護、高齢者虐待等の相談件数も年々増加傾向にあり、地域包括支援センターとして、複雑化・複合化した課題に直面するケースが増加している。

＜権利擁護・高齢者虐待相談件（地域包括支援センター）＞

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
相談件数	6,092	6,646	9,085	9,824	11,953
うち権利擁護	2,594	2,849	3,854	4,973	5,393
うち高齢者虐待	3,498	3,797	5,231	4,851	6,560

③立地

当市では、地区コミュニティを基本として地域包括支援センターを整備してきたところであり、これによって地域ケア会議等のネットワークとの連携性を継続できている。

広いエリアや住んでいる場所によって、担当センターまでの距離が遠いため、地域によってはセンターまでアクセスがしづらいことや訪問に時間がかかるなどの課題があった地区については、第9期計画にてサブセンターを設置した。

2. 地域包括支援センターの整備方針（案）

（１）基本的な考え方

高齢者人口増加に伴い、相談件数の増加及び相談内容の複雑化の傾向が今後も続いていくと考えられており、地域包括支援センターの機能強化を推進していく必要があるため、地域包括支援センターの整備方針（案）を地域包括支援センター運営協議会及び介護保険事業計画作成委員会に提案するものである。

＜整備方針（案）＞

第９期計画までに整備した地域包括支援センター及びサブセンターの施設整備数を維持していく。

| | |-----| | 理 由 | |-----|

第９期計画では、地域包括支援センターと一体的に運営されるサブセンターを２か所（法典地区、豊富・坪井地区）に新設し、市民の利便性向上やセンターのアウトリーチ力のさらなる向上、地域づくりの推進に寄与した。

これにより地域包括支援センターの設置については一定の拡充を図ることができた。

したがって、次期計画では現状の地域包括支援センターの整備体制を維持しつつ、増加傾向にある相談件数や複雑化・複合化した課題等に対応できるよう職員配置等の安定化を図る。